

会議録

会 議 の 名 称	第8回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会
開 催 日 時	令和2年8月5日(水) 午後2時から
開 催 場 所	清須市役所南館 3階 大会議室
議 題	1 開会 2 施行者挨拶 3 当選証書の付与・委嘱状の交付 4 委員紹介 5 議題 審議事項 (1)会長及び会長代理の選挙について (2)清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則の一部改正について(諮問第13号) (3)名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について(諮問第14号) 報告事項 (1)事業の進捗状況について (2)事業計画(第2回変更)について (3)仮換地指定について(第2回及び第3回使用収益開始) (4)令和2年度の工事概要について (5)その他 6 閉会
会 議 資 料	・次第 ・資料8-1 委員名簿 ・資料8-2 諮問書(第13号、第14号) ・資料8-3 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則 ・資料8-4 評価員予定者名簿 ・資料8-5 (1)事業の進捗状況について (2)事業計画(第2回変更)について (3)仮換地指定について(第2回及び第3回使用収益開始) (4)令和2年度の工事概要について (5)その他
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公 開 し た 場 合)	1人
出 席 委 員	河村委員、河邑委員、櫛田委員、柴山委員、藤曲委員、株式会社靴のホツタ委員、マキノチェーン株式会社委員、河野委員、高御堂委員
欠 席 委 員	秋田委員
出 席 者 (市)	永渕建設部長
事 務 局	〔新清洲駅周辺まちづくり課〕前田課長、林係長、森本主査、鬼頭主任 〔委託業務従事者〕独立行政法人都市再生機構

会議の経過《意見の要旨》

1 開会

【事務局より会議の公開と傍聴人の説明】

2 施行者挨拶

【永渕建設部長あいさつ】

3 当選証書の付与・委嘱状の交付

【永渕建設部長より当選証書の付与及び委嘱状の交付】

4 委員紹介

【事務局より宅地所有者委員、借地権者委員、学識経験委員の紹介】

【仮議長（永渕建設部長）の選任】

●事務局

会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の5人の出席を必要としますが、本日の出席委員数は9人、欠席委員数は1人でありますので、本日の会議は成立しております。

5 議題

審議事項

(1)会長及び会長代理の選挙について

○仮議長

議題1「会長及び会長代理の選挙について」審議します。

●事務局

会長及び会長代理の選挙については、当審議会会議規則第5条及び第6条に規定されています。規則では、「審議会の会長の選挙は、委員の単記無記名投票により行う方法と委員に異議がない場合は指名推薦による方法」としています。会長代理の選挙につきましても、「会長の選挙の例による」としています。以上により、会長及び会長代理の選出の方法について審議をお願い致します。

○仮議長

只今、事務局より説明のありました会長及び会長代理の選出方法について決定したいと思います。単記無記名投票による方法と指名推薦による方法のどちらの方法がいいでしょうか。

○河村委員

指名推薦がいいと思います。

○仮議長

只今、河村洋和委員より指名推薦との御意見がありましたが、他に御意見はございませんか。

○各委員

意見なし。

○仮議長

それでは、御意見も無いようですので、採決をします。会長及び会長代理の選出の方法について指名推薦とすることについて賛成の方は挙手願います。なお、全委員の挙手が無い場合は、単記無記名投票となります。では、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、会長及び会長代理の選出方法は指名推薦とします。なお、ここで10分間休憩し、委員の皆様方で指名推薦にあたり、検討して頂きたいと思います。

【10分間休憩】

○仮議長

本審議会における会長及び会長代理の選出方法は指名推薦ということですが、どなたか会長を御推薦下さい。

○河村委員

河邑眞委員を推薦します。

○仮議長

河村洋和委員より、河邑眞委員を会長に推薦するとの発言がありましたが、他に御意見はございませんか。

○各委員

意見なし。

○仮議長

それでは、御意見も無いようですので、採決をします。河邑眞委員を本審議会の会長として決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成でありますので、河邑眞委員を本審議会の会長として決定しました。以後の審議につきましては、会長に願います。それでは河邑委員、会長就任のご挨拶を御願ひ致します。

【河邑委員 会長就任挨拶】

○河邑会長

引き続きまして、会長代理の選出を行います。どなたか会長代理を御推薦下さい。

○河村委員

河野修平委員を会長代理に推薦したいと思います。

○河邑会長

河村洋和委員より、河野修平委員を会長代理に推薦するとの発言がありましたが、他に御意見はございませんか。

○各委員

意見なし。

○河邑会長

それでは、御意見も無いようですので、採決をします。河野修平委員を本審議会の会長代理として決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成でありますので、河野修平委員を本審議会の会長代理として決定します。それでは河野委員、会長代理就任の御挨拶を御願ひします。

【河野委員 会長代理就任挨拶】

●事務局

【議席番号の確認】

○河邑会長

次に、会議規則第13条の規定により議事録署名委員2人を指名します。本日の議事録署名委員は、議席番号2番河村洋和委員と議席番号3番櫛田八重子委員のお二人に願います。

(2) 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則の一部改正について

○河邑会長

引き続き、議題2「清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則の一部改正について」(諮問第13号)審議しますので、事務局に議題の説明を求めます。

●事務局

【諮問書第13号の朗読、資料8-3をもとに会議規則の一部改正について説明】

当審議会は、10人の委員をもって組織します。また、委員は、施行地区内の宅地所有者及び借地権者のうちから選挙される委員8人と、事業について学識経験を有する者から市長によって選任される委員2人とで構成します。学識経験委員については、委員の方が属する組織などの人事異動により、後任の方をお願いする場合がありますが、現在の会議規則では、委員の辞任にあたり審議会の許可が必要となっているため、異動後に土地区画整理審議会に諮り、辞任が許可されることになります。

上記手続きを要することから、委員は異動後も土地区画整理審議会の許可を得るまでは、委員の立場を継続することになります。今回の審議会会議規則の一部改正は、異動による委員の交代を速やかに行えるようにするため、学識経験委員については審議会の許可なく辞任できるようするものであります。

○河邑会長

只今の説明について、御意見、御質問はございませんか。

○各委員

意見なし。

○河邑会長

それでは、御意見、御質問も無いようですので、採決をします。議題2「清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会会議規則の一部改正について」(諮問第13号)に賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

全員挙手でありますので、本議題は原案で異議なく答申します。

(3) 名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について

○河邑会長

引き続き、議題3「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について」（諮問第14号）審議しますので、事務局に議題の説明を求めます。

●事務局

【諮問書第14号を朗読及び説明】

この度、鈴木隆評価員より辞任届が提出されたことにより、後任として西春日井農業協同組合清洲支店長である半谷国大氏へ就任依頼したところ、承諾する旨の回答がありましたので、本日審議会に諮り選任するものであります。

○河邑会長

只今の説明について、御意見、御質問はございませんか。

○各委員

意見なし。

○河邑会長

それでは、御意見も無いようですので、採決をします。議題3「名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る評価員の選任について」、同意される方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員挙手でありますので、本議題は原案のとおり定めることに同意する旨を答申します。

報告事項

(1)「事業の進捗状況について」、(2)「事業計画（第2回変更）について」、(3)「仮換地指定について（第2回及び第3回使用収益開始）」、(4)「令和2年度の工事概要について」、(5)「その他」について【資料8-5及びスクリーンにて説明】

○河邑会長

(2)事業計画変更について全体事業費が51億円から72億円に変更となり、かなり大きな変更と思いますが、その増額の理由として物価上昇・消費税の税率改正・鉄塔移設費・埋蔵文化財発掘調査費の追加とありますが、それぞれの増額した内訳を教えてくださいませんか。

●事務局

物騰及び消費税の増税に伴う増額としまして、6億7700万円ほどで全体増額21億円のうち31%でございます。また、鉄塔移設及び埋蔵文化財発掘調査の関係で3億2900万円ほどで、増額分の15%を占めております。また、工事を実施するにあたり、土質調査または実施設計などの詳細な設計を行う上で、地下水位の高さが当初の基本設計より高かったことや、台帳にない地下埋設物等が確認されたことにより、増額しております。こちらが5億9100万円ほどで増額分の27%であります。また建物移転に関する調査をさせて頂いたなかで、施行者が当初想定出来ず、建物所有者の方からの聞き取りなどで新たに判明したものを物件移転補償費に反映しております。これが4億2200万円ほどで増額分の20%でございます。以上が主な増額要因となっております。

○河野委員

(4)令和2年度の工事概要について、調整池の工事を進められていると思いますが、調整池の機能を発揮するのはいつ頃になるのですか。

●事務局

調整池本体は今年度未完了を目途に工事を進めています。ただし、周辺の排水路等の工事が完了し、上流部まで接続されてから雨水が排水される形になりますので、令和4年度頃から調整池を経由する一連の排水が機能する形になります。

○河野委員

最近のいろいろな地域で雨の勢いが激しくなっていますので、こういった調整池が出来ることによって、この地域の内水被害の逡減にも繋がっていくと思いますので、早く供用開始をお願いしたいと思います。

●事務局

本地区は土田排水区の最上流部に位置しており、名古屋鉄道の線路を横断して福田川に排水されます。福田川までの排水路は、現在上下水道課において整備しており、鉄道横断部につきましても、鉄道高架事業に併せて排水路を整備する予定で計画しております。地区内の排水路につきましては令和4年度目途に整備を進める予定であります。下流の整備が整って全て機能が発揮されることとなりますので、他事業と連携して早期に効果が発揮出来るよう進めてまいりたいと考えております。

○柴山委員

土田排水区の工事は終わったのですか。

●事務局

土田の排水につきましては、昨年度から上下水道課で工事を実施しており、新清洲駅の北側にある踏切に向けて整備を進めてまいります。工事は、主に地下水位が低下する渇水期に進める予定であります。

【令和２年度の工事概要によりスクリーンにて説明】

○柴山委員

調整池のポンプは自動なのですか。

●事務局

調整池につきましては、雨が降りましたら自動でポンプをかけることも可能ですが、現時点では手動でかける形で考えています。これは、下流側にまだ水が溜まっている中で、調整池に溜った水を放流するのは危険なためであり、下流側の水位が下がってから手動でポンプをかけ調整池の水を放流することで、対応したいと考えています。

○河邑会長

重要な施設ですのなるべく早く機能するようにして頂きたいと思いますが、鉄道高架事業と一緒に調整池を整備していくとなると相当時間がかかりそうですが、大丈夫ですか。

●事務局

引き続き、鉄道高架事業と調整池を図り、早期に機能を発現できるように努めてまいりたいと思います。

○河邑会長

他に御意見、御質問も無いようですので、以上をもちまして、第８回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会の全ての議題を終了します。

●事務局

長時間ご協力ありがとうございました。

6 閉会

これをもって審議회를終了いたします

なお、議事録署名の方につきましては、議事録作成後にご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。

(午後３時２０分 閉会)

会 議 の 結 果	議題１について会長に河邑委員、会長代理に河野委員を選出 議題２について原案に異議なし 議題３について原案に異議なく同意
問 い 合 わ せ 先	建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 ０５２－４００－２９１１ 内線２８１２

会議の記録を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員